

地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員旅費規程

制定 平成20年4月1日 規程第91号
最近改正 平成26年5月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「法人」という。）における業務のため旅行する職員等に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

2 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。）との間における旅行及び外国における旅行の旅費については、地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員の外国旅行の旅費に関する規程の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等 地方独立行政法人大阪市立工業研究所定款第8条に定めるもの及びこれらに相当する職務にある者をいう。
- (2) 職員等 前号に定めるもののほか、地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員就業規則（以下「就業規則」という。）第2条及び第3条第2項各号に定める者をいう。
- (3) 出張 職員等が業務のため一時その勤務場所を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 新たに採用された職員等がその採用に伴い住所若しくは居所から新任地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員等がその転任に伴い旧任地から新任地に旅行することをいう。ただし、都道府県の地域間にわたって赴任する場合等で、理事長がその赴任について旅費の支給を認めた場合に限る。
- (5) 扶養親族 職員等の配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員等の収入によって生計を維持しているものをいう。
- (6) 遺族 職員等の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員等の死亡当時職員等と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この規程において、「何級の職務」という場合には、地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員給与規程第4条に規定する研究職給料表による当該級の職務（研究職給料表の適用を受けないものにあつては、別表第1で定めるこれに相当する職務）をいうものとする。

3 この規程において、「何々地」という場合には、市町村の地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 職員等が出張し、又は赴任する場合には、その職員等に対し、旅費を支給する。

2 職員等が旅行の出発前に旅行命令を変更(取消を含む。)され、又は死亡した場合において、当該旅行のために既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、そのものの損失となった金額で次の各号に定めるものを旅費として支給することができる。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った額で、所要の払い戻し手続きをとったにもかかわらず、払い戻しを受けることができなかった額。ただし、その額は、職員等が当該旅行についてこの規程により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。
- (2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った額で、所要の払い戻し手続きをとったにもかかわらず、払い戻しを受けることができなかった額。ただし、その額は、職員等が当

該旅行についてこの規程により支給を受けることができた移転料の額を超えることができない。

3 職員等が旅行中交通機関の事故等により、この規程により支給を受けた旅費額（旅費の支給を受けなかった場合には、支給を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次の各号に定める金額を旅費として支給することができる。

(1) 現に所持していた旅費額（交通機関を利用するための乗車券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下本条中切符類という。）を含む。以下本条中同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失したとき以後の旅費を完了するためこの規程により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額（切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）を差し引いた額

4 前2項の規定は、職員等の赴任に伴い旅行する扶養親族についても適用するものとする。
（旅行命令）

第4条 旅行は、理事長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）の発する旅行命令によって行わなければならない。

2 理事長は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては業務の円滑な遂行を図ることができない場合に限り、旅行命令をすることができる。

（旅行命令の変更）

第5条 理事長は、必要と認めるときは、既に発した旅行命令を変更することができる。

2 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令に従って旅行することができない場合には、あらかじめ理事長に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行後すみやかに理事長に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

4 旅行者が、前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、その旅行者は旅行命令に従った部分の旅行に対してのみ旅費の支給を受けることができる。

（旅行命令簿）

第6条 理事長は、旅行命令を発し、又は変更するには、旅行命令簿に当該旅行に関する事項を記載し、これをその旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令を発し、又は変更することができる。この場合においては、理事長は、旅行命令簿に当該旅行に関する事項を記載し、これをその旅行者に旅行後すみやかに提示しなければならない。

（旅費の種類）

第7条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び企画旅行料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当りの定額により支給する。

6 <削除>

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。

8 <削除>

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、理事長が特に必要と認めた場合に限り路程に応じ一定距離当りの定額により支給する。

10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、理事長が特に必要と認めた場合に限り定額により支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、理事長が特に必要と認めた場合に限り支給する。

12 企画旅行料は、鉄道、船舶、航空機、路線バス等の交通機関及び宿泊施設のうちいずれか2つ以上のものを利用する旅行において、その旅程に含まれる交通機関の利用と宿泊施設の利用が一体のサービスとして販売されているもの（以下「企画旅行」という。）又は複数の交通機関の利用にかかる運賃が一体のものとして販売されているもの（以下「通し運送券」という。）を購入した場合について、これらに含まれている旅程にかかる鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料に代えて、当該企画旅行又は通し運送券の代金等により支給する。

（路程の計算）

第8条 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものにより行うものとする。

(1) 鉄道・鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程

(2) 水路・海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程

(3) 陸路・郵便事業株式会社の調べに係る郵便線路図に掲げる路程

2 前項第3号の規定による陸路の路程を計算する場合には、郵便線路図に掲げる各市町村（都の特別区の存する地域にあっては、各特別区）内における郵便局で、当該旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いものを基点とする。

3 陸路と鉄道、水路又は航空とにわたる旅行について陸路の路程を計算する場合には、前項の規定にかかわらず、鉄道駅、波止場又は飛行場を基点とすることができる。

4 前3項の規定により路程を計算し難い場合の路程の計算については、理事長が定める。

（旅費の計算）

第9条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法により難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第10条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

第11条 旅行者が同一地に滞在する場合における宿泊料は、その地に到着した日の翌日から起算して滞在日数15日を超える場合はその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の3に相当する額、滞在日数100日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の4に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第12条 <削除>

第13条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行における職務の級の変更その他の事由

により鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（赴任の場合については、扶養親族移転料のうち、これらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

第14条 勤務地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合には、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費を支給する。ただし、その旅費額は、勤務地又は出張地から目的地に至る旅費額を超えることができない。

（鉄道賃）

第15条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金による。

- (1) 乗車に要する運賃
 - (2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金
 - (3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号の1に該当する場合に限り支給する。
- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
 - (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの
- 3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

（船賃）

第16条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃
 - (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
 - (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
 - (4) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
 - (5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

（航空賃）

第17条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

- 2 航空賃は、交通の事情、旅行の日程、業務の緊急性その他諸般の事情を考慮して理事長が必要と認める場合に限り支給する。
- 3 旅行者は、航空賃（概算払に係る航空賃を除く。）の支給を受けようとするとき又は概算払に係る航空賃の精算をするときは、旅客運賃の支払を証明するに足る書類を理事長に提出しなければならない。

（車賃）

第18条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。

- 2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第13条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。
- 3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、路線バス、軌道又はこれらに準ずるもの（料金が一般に周知

されているものであって、利用距離が1キロメートル以上のものに限る。以下「路線バス等」という。)を利用する場合は、当該料金の実費額を車賃として支給するものとする。

5 前項の規定が適用される場合における旅費計算上の旅行日数の額については、当該路線バス等の利用にかかる旅行を鉄道旅行とみなして第10条を適用する。

6 業務上の必要その他やむを得ない事情により、前5項の規定によると、旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

第19条 <削除>

(宿泊料)

第20条 宿泊料の額は、1夜につき別表第2に定める額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

第21条 <削除>

(移転料)

第22条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧任地（新たに採用された職員については、居住地）から新任地までの路程に応じた別表第3の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合（扶養親族を有しない職員の場合を含む。）には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から6月以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転する際における移転料の定額が、職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同項同号の額は、扶養親族を移転する際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 理事長は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第23条 着後手当の額は、第20条第1項に規定する宿泊料の額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第24条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧任地（新たに採用された職員等については、居住地）から新任地まで伴う場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年令に従い、次に規定する額の合計額

ア 12才以上の者については、その移転の際における職員等相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12才未満6才以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6才未満の者については、その移転の際における職員等相当の宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6才未満の者を3人以上伴うときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員等相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第22条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、同号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。

(3) 第1号アからウまでの規定により宿泊料及び着後手当の額を計算する場合において、当

該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

- 2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(企画旅行料)

第25条 企画旅行料は、交通機関の利用及び宿泊を伴う旅行又は複数の交通機関を利用する場合について、その旅程の一部又は全部を企画旅行又は通し運送券として購入したときの代金(以下「パッケージ料金」という。)が、これらに含まれている旅程にかかる鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料を個別に支給するときの合計の旅費よりも安価となり、かつ、当該企画旅行又は通し運送券を購入した場合に支給するものとする。

- 2 企画旅行料の額は、現に支払ったパッケージ料金の額とする。ただし、当該企画旅行又は通し運送券に、交通機関及び宿泊施設以外の費用が含まれている場合、並びに、旅行命令に従った旅行の旅程にない交通機関の利用又は宿泊施設の利用にかかる費用が含まれている場合は、これらの費用に相当する額を現に支払ったパッケージ料金の額から差し引いた額を企画旅行料の額とする。

(勤務地及び近接地内旅行の旅費)

第26条 勤務地内及びその近接地で別表第4に定める地域内における旅行については、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費に限り支給する。

- (1) 線路による旅行の場合又は運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合 その乗車又は乗船に要する運賃
- (2) 運賃の等級を設ける船舶による旅行の場合 下級(運賃の等級を2階級に区分する場合)又は最下級の運賃
- (3) 陸路による旅行の場合 第18条に規定する車賃の額による。
- (4) <削除>
- (5) 別表第4で定める地域(勤務地内を除く。)に宿泊する場合 第20条第1項に規定する宿泊料の額
- (6) 勤務地に宿泊する場合 第20条第1項に規定する宿泊料の額の2分の1に相当する額。ただし、理事長が必要と認めるときは、宿泊料定額の全額とする。

第27条 <削除>

(日額旅費)

第28条 次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて理事長が指定するものについては、第7条第1項に規定する旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。

- (1) 事務、事業、工事等の施行、監督、調査その他これらに類する目的のための出張
- (2) 使用料等の賦課、徴収その他これらに類する目的のための出張
- (3) 長期間の研修、講習その他これらに類する目的のための出張
- (4) 前3号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時出張を必要とする職員等の出張

- 2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、理事長が定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第7条第1項に規定する旅費の額についてこの規程で定める基準を超えることができない。

(退職者等の旅費)

第29条 職員等が旅行中に退職、免職、失職又は休職(以下本条中退職者という。)となった場合には、当該職員等に対し、次の各号に規定する旅費を支給する。

- (1) 職員等が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費
ア 退職等となった日にいた地から退職等の通知を受け、又はその原因となった事実の発

生を知った日（以下本条中退職等を知った日という。）にいた地までの前職務相当の旅費
イ 退職等を知った日の翌日から7日以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に
限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧勤務地までの前職務
相当の旅費

- (2) 職員等が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新任地を旧勤務地
とみなして前号の規定に準じて計算した旅費
- 2 職員等が前項の規定に該当する場合において、就業規則第53条第1項各号に掲げる事由
により退職となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。
- 3 第1項の場合には、旅費計算上の旅行日数は、第10条第1項ただし書及び第2項の規定
により計算した日数による。

（遺族の旅費）

第30条 職員等が旅行中に死亡した場合には、当該職員等の遺族に対し、次の各号に規定す
る旅費を支給する。

- (1) 職員等が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧勤務地までの往復に要する前職務相
当の旅費
- (2) 職員等が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新任地まで
の前職務相当の旅費
- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第6号に掲げる順序によ
り、同順位者がある場合には、年長者を先にする。
- 3 前条第3項の規定は、第1項の場合について準用する。

（旅費の調整）

第31条 旅行が次の各号に該当する場合は、次の各号に定めるところにより旅費を減額して
支給する。

- (1) 旅行者が、法人の経費から宿泊費その他旅費に類する費用が支弁されるときは、これに
相当する宿泊料は支給しない。
- (2) 法人の経費以外から旅費が支出される場合には、所定の旅費は支給しない。ただし、そ
の支出される旅費額が所定の旅費額より少ないときは、その差額を支給する。
- (3) 旅行の目的たる用務が1,000円を超える分担金（旅費に類する性質のものに限る。）
を要する場合において、当該用務のため主催者側の提供に係る宿泊施設に宿泊する場合に
限り、当該職員等のその夜の宿泊料を所定の旅費額から減額する。ただし、その減額の総
額は、分担金に相当する額を限度とする。
- (4) 旅行の目的たる用務のため主催者側の提供に係る宿泊施設に宿泊することを義務付けら
れている場合において、所定の宿泊料を支給するとしたならば当該宿泊施設における宿泊
に要する費用を賄うことができないと認められるときは、当該宿泊に必要な額の宿泊料を
支給する。
- (5) 別表第4に定める近接地の範囲に入らないが、交通の便、地勢等の事情によりこれに準
ずると認められる地に旅行するため、所定の鉄道賃又は船賃を支給する必要がないと認め
られる場合には、下級（運賃の等級を2階級に区分する場合）又は最下級の運賃によるも
のとする。
- (6) 着後手当を支給する場合において、次に掲げる理由により所定の着後手当を支給するこ
とが適当でないときは、それぞれ次に定める基準による着後手当を支給する。

ア 旅行者が新任地に到着後直ちに自宅に入居する場合には、宿泊料定額の2夜分に相当
する額

イ 赴任に伴う住所又は居所の移転の路程が鉄道50キロメートル未満の場合には、宿泊

料定額の3夜分に相当する額

ウ 赴任に伴う住所又は居所の移転の路程が鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満の場合には、宿泊料定額の4夜分に相当する額

- (7) 前6号に掲げるほか、特別の事情又は当該旅行の性質により、この規程による旅費を支給すると通常必要としない旅費を支給することとなると理事長が認めるには、その必要としない部分の旅費を支給しない。
- (8) 旅行者が旅費の一部又は全部を受けることを辞退する旨の申出をした場合には、当該申出にかかる部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行が次の各号に該当する場合は、次の各号に定めるところにより旅費を増額して支給する。

- (1) 旅行者が役員等に随行して旅行する場合については、当該旅行者の鉄道賃又は船賃について役員等と同様に取り扱うことができる。ただし、この取扱いを受ける随行者は、原則として1人に限るものとする。
- (2) 前号に掲げるほか、旅行者がこの規程による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難であると理事長が認める場合については、別に必要と理事長が認める旅費を支給することができる。
- (3) 職員等が出張をする場合で、鉄道旅行のうち新幹線による区間の路程が片道300キロメートル以上あるときは、鉄道賃については、新幹線のぞみ号、みずほ号、はやぶさ号に係る急行料金を支給することができるものとする。

3 職員等の職務の級がさかのぼって変更された場合には、その変更に伴う旅費額の増減は行わない。

(兼職者の旅費)

第32条 他の職務を兼ねる職員等が、その兼ねる職務によって旅行する場合には、当該職務相当の旅費を支給する。

(施行の細目)

第33条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の規定は、この規程の施行の日以降に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成26年5月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の規定は、この規程の施行の日以降に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

研究職給料表の各級に相当する職務の級又は号給

研究職給料表	一般職給料表	左の給料表の適用を受けない者（役員等を除く。）
4級	—	
3級	6級、5級	
2級	4級	
1級	3級、2級、1級	就業規則第3条第2項各号に規定する者

備考 給料月額がその者の属する職務の級の最低の号給に達しない場合又は最高の号給を超える場合は、それぞれ最低の号給又は最高の号給と同様に取り扱うものとする。

別表第2（第20条関係）

	宿泊料
甲地方	8,700円
乙地方	7,600円

※甲地方→さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市及び福岡市。

※乙地方→甲地方以外の地域。

別表第3（第22条関係）

移転料

区分	鉄道 50 キロメ ートル 未満	鉄道 50 キロメ ートル 以上 100 キロメ ートル 未満	鉄道 100 キロメ ートル 以上 300 キロメ ートル 未満	鉄道 300 キロメ ートル 以上 500 キロメ ートル 未満	鉄道 500 キロメ ートル 以上 1,000キ ロメー トル未 満	鉄道 1,000キ ロメー トル以 上 1,500 キロメ ートル 未満	鉄道 1,500キ ロメー トル以 上 2,000 キロメ ートル 未満	鉄道 2,000キ ロメー トル以 上
役員等、 3級以 上の職 務にあ る者	126,000 円	144,000 円	178,000 円	220,000 円	292,000 円	306,000 円	328,000 円	381,000 円
2級の 職務に ある者	107,000 円	123,000 円	152,000 円	187,000 円	248,000 円	261,000 円	279,000 円	324,000 円
1級の 職務に ある者	93,000 円	107,000 円	132,000 円	163,000 円	216,000 円	227,000 円	243,000 円	282,000 円

備考 水路旅行又は陸路旅行に関するこの表の適用については、水路4分の1キロメートル又は陸路4分の1キロメートルをもって、それぞれ鉄道1キロメートルとみなす。

別表第4（第26条、第31条関係）

職員の勤務地	近接地
大阪市	神戸市、三田市、大阪府豊能郡豊能町、京都市、宇治市、奈良市、桜井市、橿原市、河内長野市及び泉佐野市を結ぶ区域内の地域。 ただし、交通の便、地勢等の事情によりこれに該当するものと認められない地域を除く。